

「釧路市障がい者地域生活拠点等事業」と「ライフサポートさわらびの短期入所 空床確保事業」の違い

| | 釧路市障がい者地域生活拠点等事業 | ライフサポートさわらびの短期入所 空床確保事業 |
|-------|---|---|
| 経 過 | 平成 30 年より「 <u>自立支援協議会</u> 」において検討を開始し、緊急時対応として対象者、利用方法を定め、「地域定着支援を活用した 24 時間の緊急時連絡体制」、「短期入所の定員超過による緊急時に利用できる居室の確保」を整備することとした。 | 平成 30 年より「 <u>釧路障がい福祉計画等圏域連絡協議会</u> 」※1 において検討を開始し、対象者、利用方法を定め「緊急時に利用できる居室の確保」を整備することとした。 |
| 開始時期 | 令和 3 年 1 月 25 日 | 令和 3 年 4 月 1 日 |
| 利用対象者 | 居宅生活を送る緊急時に支援が見込まれない重度障がい者等 | 介護者の急病等やむを得ない理由により緊急時の受入れ・対応が必要な障がい者 ※医療的ケアの対応が必要な方、他害をする方は対象外 |
| 利用方法 | 事前登録制 ※事前登録には拠点コーディネーターが助言を行う。 | 事前登録制 |
| 緊急連絡 | 地域定着支援を活用した 24 時間の連絡体制 | 検討中 |
| 緊急受入先 | 市内の短期入所を主な受入れ先とし、事前登録時に調整することとした。 ※短期入所の定員超過による受け入れについては、現在、5 事業所の登録がある | ライフサポートさわらびに空床を 2 床確保 緊急時に短期入所支援として利用可能とした。 |

※1 釧路総合振興局、釧路市、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村で構成する圏域協議会

「釧路市障がい者地域生活拠点等事業」と「ライフサポートさわらびの短期入所 空床確保事業」のイメージ図

